

新監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成26年6月30日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 佐 藤 豊 美
 同 渡 辺 仁

監査結果等に基づく措置
 平成25年度第2期行政監査結果報告（平成26年3月26日新監査公表第19号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署																
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)																	
<p>《指摘事項》</p> <p>(1) 債権現在高について会計管理者への報告を適正に行うべきもの【災害援護資金貸付金（福祉総務課）・障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）・老人居室等整備資金融資（高齢者支援課）】</p> <p>新潟市財務規則第154条の規定に基づき、平成24年度決算において会計管理者より債権現在高調書の提出依頼がなされている。同文書によれば、年度末現在高に記載する債権額は次年度以降に履行日が到来するものとしており、調定されたものの返済されていない額は収入未済額として歳入決算に記載され債権額からは除かれることとなる。</p> <p>本監査において、貸付金にかかる債権を有している各課の債権額と台帳等を照合したところ、下記のとおり記載漏れとなっているものや、本来であれば収入未済額に計上すべき額を未調定のまま債権額に計上したものの、また調定されたものの返済されなかった収入未済額を債権額にも二重計上したものが見受けられた。これらは、決算における債権の年度末現在額（高）に影響を及ぼすものであり、適正を欠くと言わざるを得ない。以後、会計管理者への報告を適正に行われた。</p>	<p>会計課からの債権現在高調書の提出依頼について、遺漏なく報告を行う。 (平成26年6月1日 ～ 平成26年7月1日)</p>	<p>債権現在高調書の提出依頼の際、災害援護資金貸付についても提出の必要があることについて引き継ぎ書類に明記することとし、担当者の変更があっても知識が継承できるようにした。 (平成26年6月1日 ～ 平成26年7月1日)</p>	福祉総務課																
<p>(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金名称</th> <th>正しい現在額</th> <th>現在高調書の現在額</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害援護資金貸付金</td> <td>1,500,000</td> <td>なし</td> <td>1,500,000 (登録漏れ)</td> </tr> <tr> <td>障がい者住宅整備資金融資</td> <td>0</td> <td>11,017,932</td> <td>11,017,932 (過大登録)</td> </tr> <tr> <td>老人居室等整備資金融資</td> <td>333,368</td> <td>7,877,656</td> <td>7,344,288 (過大登録)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金名称	正しい現在額	現在高調書の現在額	差異	災害援護資金貸付金	1,500,000	なし	1,500,000 (登録漏れ)	障がい者住宅整備資金融資	0	11,017,932	11,017,932 (過大登録)	老人居室等整備資金融資	333,368	7,877,656	7,344,288 (過大登録)	<p>調定したが未返済であった収入未済額を債権額にも二重計上してしまっていたため、当該箇所について訂正し報告する。 (平成26年6月1日 ～ 平成26年7月31日)</p>	<p>①債権現在高調書の作成方法について、誰が見てもわかるようにマニュアルを作成し、担当が変わっても正しい報告が行われるよう徹底する。 ②依頼課からの詳細な指示がない場合でも、不明な点は依頼課に確認し、適正な報告を行う。 (平成26年6月1日 ～ 平成26年8月31日)</p>	障がい福祉課
貸付金名称	正しい現在額	現在高調書の現在額	差異																
災害援護資金貸付金	1,500,000	なし	1,500,000 (登録漏れ)																
障がい者住宅整備資金融資	0	11,017,932	11,017,932 (過大登録)																
老人居室等整備資金融資	333,368	7,877,656	7,344,288 (過大登録)																
<p>(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金名称</th> <th>正しい現在額</th> <th>現在高調書の現在額</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害援護資金貸付金</td> <td>1,500,000</td> <td>なし</td> <td>1,500,000 (登録漏れ)</td> </tr> <tr> <td>障がい者住宅整備資金融資</td> <td>0</td> <td>11,017,932</td> <td>11,017,932 (過大登録)</td> </tr> <tr> <td>老人居室等整備資金融資</td> <td>333,368</td> <td>7,877,656</td> <td>7,344,288 (過大登録)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金名称	正しい現在額	現在高調書の現在額	差異	災害援護資金貸付金	1,500,000	なし	1,500,000 (登録漏れ)	障がい者住宅整備資金融資	0	11,017,932	11,017,932 (過大登録)	老人居室等整備資金融資	333,368	7,877,656	7,344,288 (過大登録)	<p>平成25年度決算において、会計管理者への年度末債権現在高調書の報告と併せて、平成24年度末債権現在高調書の修正を行う。 (平成26年5月31日)</p>	<p>担当部署との連携や引き継ぎの内容確認・手順の見直しを図り、引き継ぎ書類に当該業務の適正な事務手順等を明記し、担当者の変更があっても正しい知識が継承できるようにする。 (平成26年4月1日 ～ 平成26年5月31日)</p>	高齢者支援課
貸付金名称	正しい現在額	現在高調書の現在額	差異																
災害援護資金貸付金	1,500,000	なし	1,500,000 (登録漏れ)																
障がい者住宅整備資金融資	0	11,017,932	11,017,932 (過大登録)																
老人居室等整備資金融資	333,368	7,877,656	7,344,288 (過大登録)																
<p>《指摘事項》</p> <p>(2) 損失補償により取得した借入者への債権について適正に管理すべきもの</p> <p>ア 【障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）・老人居室等整備資金融資（高齢者支援課）】</p> <p>市で損失補償を行った場合、金融機関の貸付債権を市が引き取り、以降の債権管理を行うこととなる。この時点で市は借入者に直接貸付していることになるが、損失補償を行った債権に関して、返済期限を過ぎているにもかかわらず、適正な歳入調定を行っていないものが見られた。</p> <p>歳入の調定は、収入手続の第一歩であるから、納入の通知及び収納に先立って行われなければならない。歳入は法令・契約等の根拠の上で徴収又は収納すべきもので、一切の行為を通じ執行機関に自由裁量の余地が存しないものである。</p> <p>納期限を超過した債権が会計手続上、正しく調定されなければ、市として徴収すべき金額が正確に把握されることもなく、また、徴収されない場合に収入未済額として計上されるべき金額が決算数値に正しく反映されないこととなる。</p> <p>長期にわたり多額の滞納債権を調定していなかった事実は、債権管理を行うにあたって、適正性が欠如していたと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、会計手続上の認識を高めるとともに、適切な債権管理事務が行われるよう努められた。</p> <p>イ 【障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）】</p> <p>市が損失補償を行い金融機関から市へ譲渡された滞納債権が、借入者の時効の援用もなく、債権放棄の手続きも行われないうまま、2件の滞納債権が書類上の不納欠損処分とされていた。行政事例では、「不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しなくなったことを表示する決算上の取り扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」（昭和27年6月12日）とされており、納期限を超過した滞納債権を歳入調定することもなく、単に時効期限が到来したという理由のみで、不納欠損処分を行うことは事務手続上の大きな誤りである。</p> <p>新潟市財務規則（別表第5）では、権利の放棄その他市税徴収金以外の収入金の権利の消滅に関する場合は、財務部長（時効による場合は、財務課長）の合議及び会計管理者（時効による場合は、会計課長）の協議が必要とされているにもかかわらず、2件のうち1件は主管課長までの決裁のみを得て処理されており、残る1件は単に債権額のみを落としていた。</p> <p>長期的に見て、徴収困難な債権をいつまでも持ち続けることには問題も見られるが、近年の最高裁判決では「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行為又は不行使についての裁量はない。」（平成16年4月23日）とされている。法令等に基づいた厳正な事務執行に努められた。</p>	<p>不納欠損処理としていた債権を現在高として計上する。 (平成26年6月1日 ～ 平成26年7月31日)</p>	<p>当該債権は私債権にあたるため、債権管理課からの指導・助言を受け、民法の時効完成要件や債権管理条例、新潟市財務規則等を再度確認し、マニュアルを作成するとともに、引き継ぎ書にも明記し、担当者が異動となっても継続して適正な会計実務が行われるよう徹底する。 (平成26年4月1日 ～ 平成26年8月31日)</p>	障がい福祉課																
<p>イ 【障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）】</p> <p>市が損失補償を行い金融機関から市へ譲渡された滞納債権が、借入者の時効の援用もなく、債権放棄の手続きも行われないうまま、2件の滞納債権が書類上の不納欠損処分とされていた。行政事例では、「不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しなくなったことを表示する決算上の取り扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」（昭和27年6月12日）とされており、納期限を超過した滞納債権を歳入調定することもなく、単に時効期限が到来したという理由のみで、不納欠損処分を行うことは事務手続上の大きな誤りである。</p> <p>新潟市財務規則（別表第5）では、権利の放棄その他市税徴収金以外の収入金の権利の消滅に関する場合は、財務部長（時効による場合は、財務課長）の合議及び会計管理者（時効による場合は、会計課長）の協議が必要とされているにもかかわらず、2件のうち1件は主管課長までの決裁のみを得て処理されており、残る1件は単に債権額のみを落としていた。</p> <p>長期的に見て、徴収困難な債権をいつまでも持ち続けることには問題も見られるが、近年の最高裁判決では「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行為又は不行使についての裁量はない。」（平成16年4月23日）とされている。法令等に基づいた厳正な事務執行に努められた。</p>	<p>平成26年度調定票作成において、指摘内容とおり平成25年度末現在の未調定額を全額計上する。 (平成26年4月1日 ～ 平成27年6月30日)</p>	<p>①引き継ぎ書類に収入実務の適正な事務手順を明記し、担当者の変更があっても知識が継承できるようにする。 ②債権の調定状況について、担当者以外の職員がチェックする複数担当とし、チェック機能の体制強化を図る。 (平成26年4月1日 ～ 平成26年6月30日)</p>	高齢者支援課																

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》</p> <p>(3) 債権管理を適正に行うべきもの</p> <p>【災害援護資金貸付金(福祉総務課)・障がい者住宅整備資金融資・貸付金(障がい福祉課・秋葉区健康福祉課及び西蒲区健康福祉課)・老人居室等整備資金融資・貸付金(高齢者支援課・秋葉区健康福祉課及び西蒲区健康福祉課)】</p> <p>地方自治法施行令及び新潟市財務規則において、債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、納期限後30日以内にその日から起算して10日以上適当な日数を経過した期限を指定して督促状を発行しなければならないが、また、この場合においては、督促状発行の委細について督促状発行簿により明らかにしておかなければならないが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期ごとに法令で定められた督促を行っているか不明なもの ・滞納者に対して、催告等の必要な措置をとっていないもの ・督促状発行簿により、督促の状況確認がとれないもの ・転居などにより、連絡のとれない居所不明者に対する十分な調査をしていないもの ・連帯保証人に対する請求を行っていないもの ・滞納者との交渉経過や記録などが不十分なもの <p>今後は、法令等に基づいた適正な措置を講じることにより、積極的な債権の保全及び回収に努められたい。</p>	<p>幾度にも渡る住居転居や、住民票職権削除により所在が掴めていない債務者の居住を調査する。 (平成26年4月30日 ～平成27年3月31日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応措置として確認した債務者と連帯保証人の住所等や催告状況について、いつでも参照できるように記録し適正に保管する。 ・債権管理課の助言を受けながら定期的に催告状を送付するなどして、回収に努めていく。 <p>(上記原因を解消するための一つの方法として、債権回収の専門部署である債権管理課に債権替えを行うことが考えられるが、債権管理課と協議した結果、滞納件数が2件と少ないため、現状では債権替えは難しいという結論であった。) (平成26年4月30日 ～平成27年3月31日)</p>	福祉総務課
	<p>これまでの交渉記録の整理を行うとともに、必要に応じ滞納者へ説明や聞き取りを行って財務規則に則った督促を行う。 (平成26年4月1日 ～平成26年9月30日)</p>	<p>今後、督促を行う場合は督促状発行簿や交渉記録簿を作成し、交渉記録を残すこととする。 (平成26年4月1日 ～平成26年9月30日)</p>	障がい福祉課
	<p>①貸付金の調定を平成26年度に計上し、記録に残っている住所への所在確認を行う。 ②平成18年を最後に連絡をとっていないため、債権についての説明→その後返済相談等を実施し督促事務を行う。 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)</p>	<p>①債権管理課が実施する説明会等へ参加する。 ②事務手順の見直し、適正な事務手順書を作成する。 ③担当者以外の職員がチェックするよう複数担当とし、チェック機能の強化を図る。 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)</p>	高齢者支援課
	<p>これまでの交渉記録を整理し、従来実施してこなかった滞納者への面談を行う。 (平成26年5月1日 ～平成26年6月30日)</p>	<p>催告及び交渉記録簿を新たに作成して備え付けることにより、定期的な催告及び交渉が確実に実施されるような体制を構築するとともに、新たに業務に携わる者がこれまでの交渉記録等を容易に確認できるようにする。 (平成26年5月1日 ～平成26年6月30日)</p>	秋葉区健康福祉課
	<p>滞納者へ納付相談を実施し、納付に向けた話し合いを開始した。 (平成26年5月1日 ～平成26年7月31日)</p>	<p>納付管理を徹底し、納付がなかった場合には催告等を実施する。また、交渉の経過等について記録を行う。 上記の取り組みを組織として継続して運用していくことにより、定期的な催告及び交渉が確実に実施されるような体制を構築する。 (平成26年5月1日 ～平成26年7月31日)</p>	西蒲区健康福祉課
<p>《意見》</p> <p>(1) 利用実績を踏まえた今後のあり方の検討について</p> <p>【消費者訴訟に要する費用の貸付金(市民生活課)・障がい者住宅整備資金融資(障がい福祉課)・老人居室等整備資金融資(高齢者支援課)】</p> <p>貸付金においては、市民等のニーズや社会経済状況の変化に迅速に対応し、その必要性、有効性を検証し適宜制度の見直しを行うことが重要である。</p> <p>本監査において過去の貸付実績を調べたところ、制度設立から利用実績が一度もない制度が1件、近年の利用実績が減少傾向である制度が2件見受けられた。</p> <p>当該制度においても、制度自体の趣旨、目的において必要性は認められるが、利用実績が低調であることから、効果の検証や実績低下の原因を究明する必要がある。その結果、今後も当該制度を継続していく必要性が認められるのであれば、制度の趣旨・目的に照らし、ニーズに沿った制度内容となるよう、貸付要件の見直しや申請手続きの簡略化、さらに広報の充実などを通して利用実績の向上を図るよう改善に取り組むことを望むものである。</p> <p>今後は、分析・検証を加え、場合によっては新たな施策への転換を行うこと等も含めて、貸付制度のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>本制度は、市消費生活センターという市民に身近な部署で訴訟費用の貸し付けを行っているものであり、市民の消費生活の安定を確保するためのセーフティーネットとして創設したことから、利用される可能性がある以上、制度を存続する必要がある。</p> <p>今後は、本制度に該当すると見なされる案件について、積極的に制度を紹介することで周知に努めるほか、消費者訴訟の課題研究を進め、必要に応じた支援策を検討していく。 (平成26年4月30日)</p>		市民生活課
	<p>①利用者が少ない原因を検証する。 ②老人居室等整備資金融資と関連する制度のため、高齢者支援課の担当者と協議し、今後の制度の在り方について検討していく。 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)</p>		障がい福祉課
	<p>意見内容のとおり、現在の社会情勢や高齢者の他の施策が制度を見直ししていることも踏まえ、対象要件や手続きを見直し、制度そのものの在り方を検討する。 (平成26年5月1日 ～平成27年3月31日)</p>		高齢者支援課

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《 意見 》</p> <p>(2) 預託金の適正な活用について</p> <p>【芸術活動助成金等内定者資金融資（文化政策課）・排水設備設置資金融資（経営企画課）】</p> <p>制度融資には多様な政策目的があり、適切な預託金の算定方式も異なるものと思われるが、預託金の算定において新規融資件数の見込みが不明瞭であり、市の預託金が金融機関等に過大に預けられている状況であるものが見受けられた。</p> <p>もとより、できるだけ潤沢な預託金を金融機関等に提供し、それを持ってスムーズな融資実行を促し、政策目的を果たそうという視点を否定するものではないが、預託金方式による制度融資においては、融資が実行されなくても資金が拘束され続けることから、資金需要の予測を的確に行い融資残高に即した預託となるよう検討する必要がある。</p> <p>預託金の増加は市財政における手元の資金を圧迫し、多少なりとも運用可能な資金の減少をもたらすことを考慮し、以後、預託金額の算定方法が各制度の趣旨に沿って最適なものとなるよう改善を図りたい。</p>	<p>本制度は芸術家等の資金需要に 대응することで、芸術家等の活動支援及び育成を図るものであり、制度を本格運用してから間もないため、まずは、資金を必要とする芸術家等に支援が行き届くよう制度の周知を進める。</p> <p>また、本制度により当座の活動資金が担保されることで、新規の文化芸術活動の誘発も期待されるため、新たな需要の掘り起しに努める。</p> <p>その上で、おおむね3年を目途に、資金需要の実態を見定め、必要に応じて預託金額の見直しを行う。</p> <p>(平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日)</p>		文化政策課
	<p>「預託金の算定において新規融資件数の見込みが不明瞭であり、市の預託金が金融機関等に過大に預けられている状況であるものが見受けられた」との指摘を受けて、平成26年度の預託金算出にあたっては、各金融機関毎に過去3カ年実績をもとに新規融資予定件数及び融資額を見込んで預託金額を決定した。</p> <p>本制度融資においては、排水設備工事は敷地面積により金額が大幅に左右されることから、1件あたりの融資上限額が1,000千円と高額な設定となっている。そのため、各金融機関毎に適正な預託金額を算出することは困難ではあるが、この措置により、新規融資枠の預託金額を30%程度圧縮（H24年度比）し、運用率も75%程度（無利子化したH21からH24の4年平均比）まで改善できる見込みである。</p> <p>(平成26年4月1日)</p>		
<p>《 意見 》</p> <p>(3) 制度融資における預託金のあり方について</p> <p>【芸術活動助成金等内定者資金融資（文化政策課）】</p> <p>芸術活動助成金等内定者資金融資は、芸術家等の育成と活動支援を行うことを目的に、国や地方公共団体、各種助成団体から助成金等の交付が内定している芸術家等に対し、助成金等が交付されるまでの間、資金を融資する制度として平成24年度に設立された。</p> <p>当該制度は預託金方式を採用している制度融資であり、（公財）新潟市芸術文化振興財団（以後、芸文財団と言う。）に貸付等の事務を委託し、平成25年度に1,000万円の預託金を支出している。（平成24年度は未執行）</p> <p>預託金方式である貸付金の場合、一般的には年度当初（場合によっては年度途中）に預託した預託金が、同一年度の末日に全額返還される仕組みとされており、制度融資に関しては、予算上も歳入歳出それぞれ同額が計上され、預託金の全額が同一年度内に償還金として歳入されることを前提に予算編成がなされている。</p> <p>当該制度においても、他の制度融資と同様に歳入歳出同額で予算計上されているものの、実際の貸付けに当たっては、預託金のうち融資中の資金を除いて返還するとの覚書が交わされており、融資が実行された場合、芸文財団において融資中の資金（融資残高）分の預託金は市へ返還されない仕組みとなっていた。つまり、予算上は貸付金が同一年度内に返還されることを前提としながら、貸付先との覚書で同一年度内に償還が行われなくてもよいと認めているものであり、このことは予算執行に係る認識が欠如していたと言わざるを得ない。</p> <p>また、預託金の支出は通常、預託契約書（金銭消費貸借契約）に基づいて行われるべきものであるが、当該制度においては、金額の記載のない覚書により、芸文財団への預託が行われていた。金銭消費貸借契約に係る覚書であるならば、金額を明記した上で双方が合意した証として署名・捺印を行うべきものと考えられる。</p> <p>当該制度が予算計上と実際の運用が乖離した形で、年度を越えた貸付けを可能としていることに加え、金額の記載のない覚書に基づいて預託が行われていることなどについて早急に再考されたい。</p>	<p>年度を越えた貸付けを定めた覚書を廃止して、平成26年度以降、同一年度内に預託金の償還を受けることとし、預託に当たっては金額の記載のある契約書を締結した。</p> <p>(平成26年5月31日)</p>		文化政策課

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《 意見 》 (4) 奨学金制度について 【新潟市奨学金(学務課)】 新潟市奨学金は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的として、平成19年度に設立された制度である。 制度設立にあたっては独立行政法人日本学生支援機構(以後、学生支援機構と言う。)や新潟県などの制度を参考にしており、借り受け要件の一つである所得基準は、当時の学生支援機構や新潟県と同じく「主として家計を支える者1人」の所得により選考している。その後、平成23年度に学生支援機構が家庭の収入状況を正確に把握できないなどの理由から、所得基準の要件を「主として家計を支える者1人」から「父母」の所得に見直しており、新潟県においても同様に見直しがされているものの、本市においては継続して広く門戸を開くという判断から要件を据え置いている。 しかしながら、父母どちらかの所得では家庭の収入状況を正確に把握できないほか、所得が基準を超えないよう父母のうち所得が低い方を「主として家計を支える者」として申請がなされても、それを検出することができない仕組みとなっていることは看過できない。 本市にゆかりのある多くの学生を支援したいという本制度の趣旨を否定するものではないが、真に支援の必要な者が正しく選抜されているのか、所得基準の検証を行うことが求められる。他都市や他団体の制度も参考に、より一層効果的な運用となるよう努められたい。 また、今後は借受人が増加していくことから、滞納債権の増加が懸念される。返還金は次の奨学金の財源となることから、滞納の発生防止には対策強化が必要であり、教育委員会学務課では平成26年度からは新たな奨学金管理システムにより貸付及び返還事務の効率化を図り、滞納対策を強化していく予定としている。返還している者との間に不公平を生じさせないためにも、奨学金制度の本旨を踏まえ、指導を徹底するとともに、新システムの運用による滞納対策に期待する。</p>	<p>本制度は、本市に資する人材の育成を目的とし、広く門戸を開くという判断から、所得基準の要件は制度設立から変更していない。 このたびの平成25年度第2期行政監査の結果を受け、現行の所得基準の要件について、他団体や他都市の制度、新潟市奨学金選考委員会の意見を参考としながら、所得基準対象者、収入基準額、特別控除額などが真に支援の必要な者を正しく選抜できるものとなっているか、本制度の趣旨に沿った効果的な運用となるよう検証を行う。 また、滞納対策強化について、奨学金管理システムの稼働により事務の効率化が期待されることから、返還している者との間に不公平が生じることのないよう丁寧な返還指導に注力していく (平成26年5月1日 ～ 平成27年3月31日)</p>		学務課
<p>《 意見 》 (5) 損失補償について 制度融資において、市が損失補償を行っている制度が2件みられた。要綱及び市と金融機関との預託契約に基づいて損失補償を行うものであるが、当初から市が金融機関に対して損失補償を確約するということは、融資を実行する金融機関の審査への影響も想定されるだけでなく、損失補償の結果、金融機関から市に貸付債権が移譲されたとしても、金融機関が回収できなかった債権を市が回収することには、相当な困難を要するものと推察される。現実問題として、損失補償により市へ移譲された債権のほとんどが不良債権化している状態であった。 制度融資の中には、「貸付けによって損失が生じたときは金融機関の負担」としている制度も存在している。融資の前提条件は、債務の履行が確実に見込まれることであり、損失補償を前提とせず、制度融資の実行者である金融機関の責任を明確化するとともに、複数による人的担保(連帯保証人)の徴収や金融機関の信用保証制度の活用を検討するなど、債権の保全と市民に対する説明責任を果たせるよう、損失補償制度のあり方について再考されたい。</p>	<p>本制度は、市が損失補償をするという条件があることによって、民間市場で資金調達が困難な障がい者が融資を受けやすくなっている面がある。 現在のところ損失補償に至る事実はずわかであるが、今後増えるようであれば、協調融資など検討していく。 (平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日)</p>		障がい福祉課
	<p>意見内容のとおり、金融機関で回収できないものを市が回収することは困難である。 (1)での意見内容も含め、対象要件や制度の在り方の検討が必要である。 貸付をする際は、当然のことながら返済がなされるとういのが前提であるため、制度を普及されるために対象要件を緩和することは望ましくなく、未然に不良債権が発生することを防ぐということが重要であるため、他の貸付制度を参考に金融機関と損失補償制度について検討する。 (平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日)</p>		高齢者支援課
<p>《 意見 》 (6) 債権管理や回収業務への対応について 日々の業務と比較してみると、多くの所属で債権管理や回収業務に対する優先順位は低くなるものと思われる。しかし、貸付金の原資は、市民等が納めた貴重な市税などを財源として、資金を必要とする第三者に対して貸付けが行われるものであり、その前提は借入者による債務の完全履行にある。借入者が債務の履行を怠った場合、市は速やかに当該債権を保全する必要があるが、形式的に督促状を発行するのみであったり、不定期で催告書を送付しているのみと思われるなど、積極的な債権の保全が行われているとは言えない所属も見受けられた。 市の債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3区分に大別され、今回のテーマとした貸付金は、私債権に区分されるものである。同じ区分に属する債権でも、個々の債権の種類によって、時効の期間や債権の消滅に係る要件などが異なるため、債権管理及び回収業務については、専門的な知識や技術、豊富な見識等が必要とされるものである。 市は平成25年3月に「新潟市債権管理基本方針」を定め、「新たな未収金の発生防止」「過去の未収金の整理」「全庁一体となった取り組みの推進」「債権回収に向けた連携の強化」「市民への積極的な周知・啓発活動の展開」の5つを基本柱として債権管理の適正化に取り組んでいる。今後は、新たに制定された「新潟市債権管理条例(平成26年新潟市条例第号)」の趣旨を踏まえ、財務部債権管理課と債権を有する各所属が庁内横断的に情報と専門性を融合させることにより、貸付債権の公正な徴収と適正な管理が行われることを強く望む。</p>	<p>本市の債権の公平・公正な徴収と適正管理を継続するために、下記の事項を実施する。 ①債権管理の取り組み ・新潟市債権管理推進委員会により、未収債権の対応について情報を共有し、全庁一体となった徴収事業の取り組みを推進する。 ・新潟市債権管理条例の周知を行う。 ②徴収担当職員の育成 ・職員研修の実施によりスキルアップを図る。 (平成26年4月4日 ～ 平成27年3月31日)</p>		債権管理課